6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bartels Breeding B.V.
Rietwijkeroordweg 15, 1432JG Aalsmeer, The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成24年１月13日

1　品種登録の番号　第23238号
2　品種登録の年月日　平成26年３月10日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Prunus domestica L.
4　登録品種の名称　オータムキュート
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692―２
7　出願公表の年月日　平成22年９月15日

1　品種登録の番号　第23239号
2　品種登録の年月日　平成26年３月10日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Rhodohypoxis baurii (Baker) Nel
4　登録品種の名称　シェリーローズ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
浅井崇紀
兵庫県養父市中瀬983番地の１
7　出願公表の年月日　平成24年６月19日

1　品種登録の番号　第23240号
2　品種登録の年月日　平成26年３月10日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Scaevola aemula R. Br.
4　登録品種の名称　WESSCAESUN
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Heinrich Westhoff
Fresenhorst 22-24 46354 Sudlohn, Germany
7　出願公表の年月日　平成24年５月29日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

告　　示

告　示　事　項

国家戦略特別区域基本方針について

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第５条第１項の規定に基づき、国家戦略特別区域基本方針を次のとおり策定する。

国家戦略特別区域基本方針

国が定めた国家戦略特別区域（以下「国家戦略特区」という。）において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第５条第１項に基づき、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針として、国家戦略特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

第一　国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項

１．背景及び経緯

20年以上続いた日本経済の低迷は、少子高齢化の到来とあいまって、我が国経済社会にデフレの長期化等の深刻な影響をもたらした。こうした状況を打破するためには、成長分野への投資や人材の移動を加速させることで好循環を生み出し、民間の力を最大限引き出して、日本経済を停滞から再生へ導くことが重要である。

民間の投資を引き出す際に重要となるのが、投資先で民間の創意と工夫が十分に発揮できるのか、これまで規制で縛られていた分野がこれからどう変わるのかという点であり、日本経済を再興するためには、スピード感をもって大胆な規制・制度改革を実現していくことが必要である。

こうした背景の下、日本経済の再生に向けた第三の矢としての成長戦略である「日本再興戦略―JAPAN is BACK―」（平成25年６月14日閣議決定）においては、内閣総理大臣主導で、国の成長戦略を実現するため、大胆な規制改革等を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設することとされた。

２．国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進の意義及び目標

（国家戦略特区制度の目的・意義）

国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

具体的には、国家戦略特区において、「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」といった観点から、規制の特例措置（法第２条第３項に規定する規制の特例措置をいう。以下同じ。）の整備その他必要な施策（以下「規制の特例措置等」という。）を、国民の安全の確保等に配慮し、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることにより、国内のみならず、世界から資本と人を惹きつけられる、日本の固有の魅力をもったプロジェクト（国家戦略特区の目標の達成のために実施される特定事業（法第２条第２項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）及び当該区域における規制改革等の関連事業（以下「特定事業等」という。）のパッケージをいう。以下同じ。）を推進していくものである。これにより、「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。

これまでの地域の発意に基づくボトムアップ型の特区に対し、民間有識者の知見等を活用しつつ、国が自ら主導し国と地域の双方が有機的連携を図ることにより、国・地方・民間が一体となって取り組むべき、国家戦略として日本経済の再生に資するプロジェクトを推進することとしている。このように、国家戦略特区内においては、国も含めて地方・民間の三者が一体となって連携を図っていくことが重要であり、地域間や、特定事業等及び実施主体間等において、相互に密接な連携を図るための共通基盤として機能させていくべきである。

国家戦略特区におけるプロジェクトの推進に当たっては、ビジネスや投資を行う側に立った視点やベンチャー企業等による新産業の創出といった視点、さらには大学・研究機関と連携した人材育成の視点などを欠いてはならず、また、全国的な視点に立って、地方を含めた日本全体の発展につなげていくことが必要である。

（国家戦略特区制度の目標）

東京オリンピック・パラリンピックも視野に、2020年をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととする。

また、2015年度末までを集中取組期間として、経済社会情勢の変化の中で民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきているにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」全般について速やかに具体的な検討を加え、国家戦略特区を活用して規制・制度改革の突破口を開く。これにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目標とする。